

物品単価購入契約書（案）

物品の購入について「福島県」を甲とし、「」を乙として次の条項により単価購入契約を締結する。

（総則）
第1条 この契約の要領は次のとおりとする。
一 品名、予定数量、契約単価及び納入場所

品名及び規格	予定数量	契約単価	納入場所
S N P 解析用チップセット Infinium iSelect24×1HTS Custom DNA Analysis Kit (48Samples) BDCHP, CSTM, BovineLDJP_v1	3 4 セット	(1 セット当 り) 円	福島県 農業総合センタ ー畜産研究所

※消費税を含まない。

二 契約期間 自 令和8年 月 日
至 令和9年3月31日
三 契約保証金

（発注及び納入）
第2条 甲の発注の申込みはその都度書面をもって行うものとする。
2 乙は前項による書面を受けたときは、その内容を確認し、指定した期日に納品書2通を添え納入しなければならない。
3 甲は前項によって納入された物品をその都度検収し、納品書1通に検収の印を押し、乙に交付するものとする。

（検査）
第3条 甲はこの納入した物品に対し、必要と認めたときはいつでも規格品等の検査をすることができるものとし、その検査に要する費用は乙が負担する。
（不合格品の引取り又は取替え等）

第4条 第2条第3項又は前条で甲が検査の結果不合格と認めた物品については、乙は、自己の費用をもって引取り、かつ改めて甲の指定する期日までに取替えをし、又は補充をしなければならない。当該取替え又は補充後の物品にかかる納入及び検査については、第2条及び第3条の規定を準用する。

（所有権の移転）
第5条 物品の所有権は、甲が検査の結果合格と認め、その引渡しを受けた時に、乙から甲に移るものとする。
2 所有権の移転前に生じた物品の滅失、き損、減量その他一切の損害は、特約のある場合を除くほか、すべて乙の負担とする。

（予定数量）
第6条 この契約期間中、第1条の予定数量に満たなくとも、残数量については期間満了をもって打ち切るものとし、また予定数量を超えても契約単価により購入できるものとする。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、引き渡された物品が種類、品質又は数量に関して契約内容に適合しない場合は、その物品の引渡しを受けた後1年以内に限り、乙に対して物品の修補、代品の引渡し、不足分の引渡し若しくは代金の減額のいずれか、又は物品の修補、代品の引渡し若しくは不足分の引渡し及び代金の減額を請求することができ、乙はこれに応じるものとする。

(有償延期及び遅延利息)

第8条 乙の責めに帰すべき事由により、甲の指示した期日に物品の納入の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に納期日の延長を申し出なければならない。

2 前項の場合において、納期日後相当の期日内に納入が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として納入期日を延長することができる。

3 甲は、前項の規定により納入期日を延長することを認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該納入期日の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

4 第2項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ納入未済相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。

5 前項の場合において、検査確認に要した日数は遅延日数に算入しない。

(天災地変、不可抗力等による無償延期等)

第9条 天災地変、不可抗力その他乙の責めに帰すことができない事由により、納期日に物品を納入することができないときは、乙は甲に対しすみやかにその事由を詳記して、納期日の延長又は契約の一部変更、若しくは解除の申出をすることができる。この場合において、甲は、その事由を相当と認めたときは、遅延利息又は、第12条に定める違約金を徴収することなく、これを承認するものとする。

(代金の請求及び支払)

第10条 乙は各月の納入数量について支払請求書を作成し、翌月10日迄に、甲に提出するものとする。

2 前項の請求額は、第1条に定める単価に納入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

3 甲は、乙の適法な支払請求書を受理した日から30日以内にその代金を乙に支払うものとする。

4 前項の支払請求書は、第2条第3項又は第3条の規定による検収又は規格品質検査に合格した旨の通知を得た納入数量についてのみ、提出することができる。

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙が納期日に物品の持ち込みを終わらないとき。

二 乙が納期日に物品を納入することができないと明らかに認められるとき。

三 乙がこの契約の解除を申し出たとき。

四 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

五 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

六 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は違約金として消費税を乗じた契約単価に予定数量を乗じた額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。

一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき理由により第8条第2項の規定に基

づく納期日の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、消費税を乗じた契約単価に予定数量を乗じた額又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定した率の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

第13条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

（談合による損害賠償）

第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（遅延利息等の相殺）

第15条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲は、これを物品の代金と相殺し、なお不足を生じるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は、調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

（契約単価の変更）

第16条 契約期間中、市況に変動があり、契約単価が不相当と認められるに至った場合

は、甲、乙協議のうえ契約単価を変更することができる。

(契約外の事項)

第 17 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第 18 条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

(書面契約による場合)

上記の契約の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

(電子契約による場合)

上記の契約の証として、本書を電磁的記録により作成し、当事者が地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の 2 に規定する電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有する。

なお、この契約書への発注者と受注者の電子署名日が契約書に定める契約期間の開始日より後の日である場合にあっても、本契約の効力は契約書に定める履行開始日から生じるものとする。

令和 8 年 月 日

郡山市日和田町高倉字下中道 1 1 6 番地
甲 福島県
福島県農業総合センター所長 古川 勝弘

乙

仕様書

- 1 品名 S N P解析用チップセット
- 2 予定数量 3 4 セット
- 3 契約期間 契約日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 納入場所 福島県農業総合センター畜産研究所 本館
- 5 規格等

メーカー名	イルミナ株式会社
商品名	Infinium iSelect24×1HTS Custom DNA Analysis Kit (48 Samples)
内訳	Infinium HD Assay Kit WGS-PreLV1× 1 Infinium LCG Assay Kit Post 1LV× 1 Infinium Assay Kit Post 2 LMV× 1 Infinium Assay Kit Single Post 3 LV× 1 BOX.INFINIUM-POST.4,LV× 1 BOX,1PACK,BDCHP-BovineSNP50_v3,1PK× 2

※「(独)家畜改良センター」と「Illumina 社」が共同開発したもの

- 6 その他
 - (1) 本契約は、単価購入契約とする。
 - (2) 発注者の依頼後 6 0 日以内に納入すること。
 - (3) あらかじめ納入日を連絡し、納入時には発注者の検収を受けること。
 - (4) 製品記載の保存温度のとおり、冷凍及び常温で送付すること。
 - (5) 送料は受注者が負担すること。